

岩手県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第615号）で公示した公共測量を終了した旨国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市玉山区洪民地内
- 2 実施した期間 平成24年9月5日から平成25年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（3級基準点測量）